

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月3日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社BCJ-102
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階
【電話番号】	03-6212-7070
【事務連絡者氏名】	代表取締役 杉本 勇次
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社BCJ-102 (東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社BCJ-102をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社INFORICHをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

## 1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年2月16日付で提出した公開買付届出書(2026年2月19日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)につきまして、公開買付者が、公正取引委員会から2026年2月24日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を同日に受領したこと、並びに、2026年3月3日付で、対象者の代表取締役社長兼執行役員CEOであり対象者の筆頭株主である秋山広宣氏(以下「秋山氏」といいます。)の配偶者である秋山朋絵氏及び秋山氏の母である秋山眞智子氏との間で公開買付応募契約を締結したことに伴い、記載事項及び添付書類である公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

公開買付届出書

### 第1 公開買付要項

#### 3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(3) 許可等の日付及び番号

独占禁止法

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

### 第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

公開買付届出書の添付書類

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

### 第1【公開買付要項】

#### 3【買付け等の目的】

- (1) 本公開買付けの概要  
(訂正前)

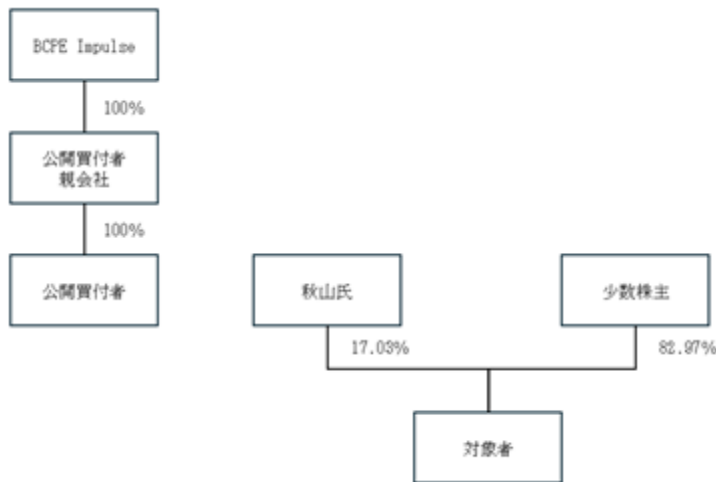
<前略>

また、公開買付者及び秋山氏は、本応募・不応募契約において、本決済開始日後に、秋山氏、秋山氏資産管理会社及び本書提出日現在において公開買付者親会社の議決権の全てを所有するBCPE Impulse Cayman, L.P.（以下「BCPE Impulse」といいます。）の間で株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結し、秋山氏資産管理会社が公開買付者親会社に出資し、公開買付者親会社の普通株式の5%（当該再出資後の議決権比率をいいます。）を取得すること（以下「本再出資」といいます。）を合意しております。本再出資における公開買付者親会社の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格（ただし、本スクイーズアウト手続として本株式併合を行う場合には、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、当該金額より低い評価額による発行、すなわち本公開買付価格より低い価格による発行は行わない予定です（注5）。

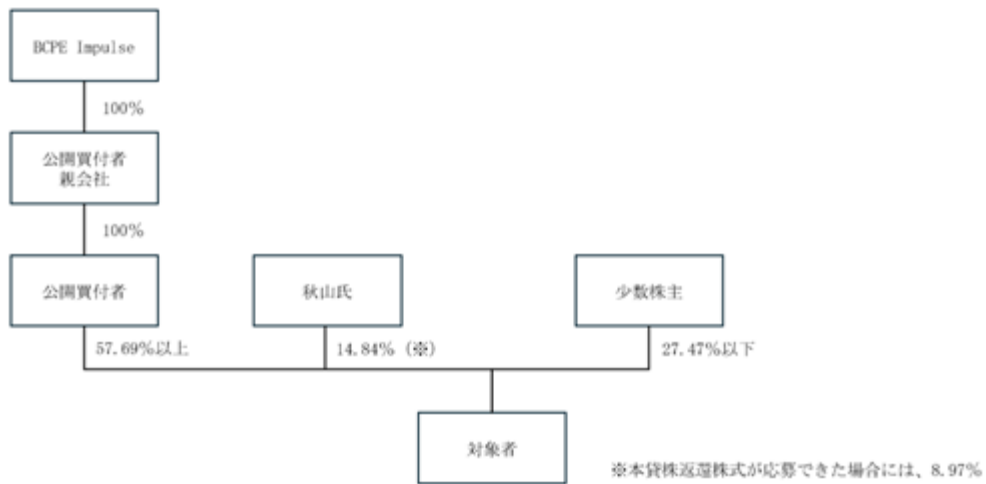
（注5） なお、公開買付者親会社が秋山氏資産管理会社から本再出資を受ける理由は、秋山氏は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、本取引後も対象者の経営に関与することを予定している中、秋山氏に対して、本取引後も対象者の企業価値向上に向けた共通のインセンティブを有してもらうことを企図したものです。秋山氏資産管理会社による本再出資は、秋山氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。

本取引を図示すると、大要以下のとおりです。

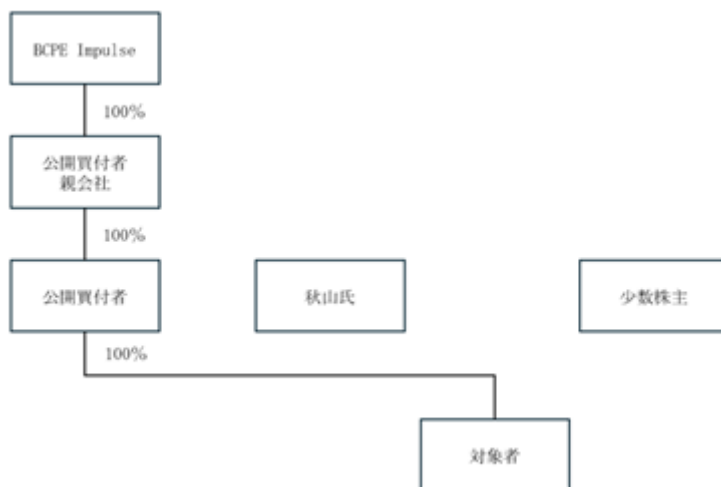
#### ・本公開買付けの実施前



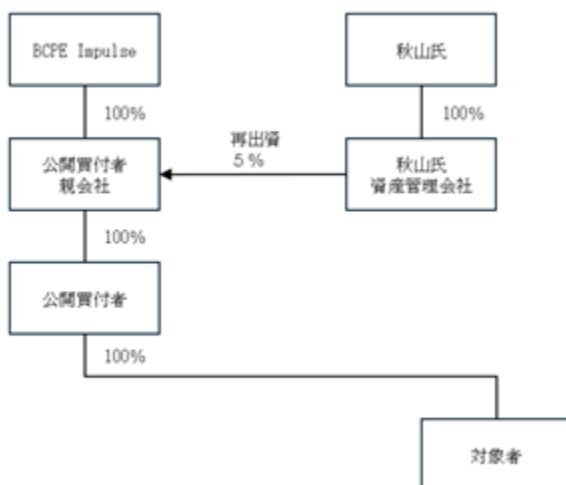
・本公開買付けの実施後（2026年4月7日）



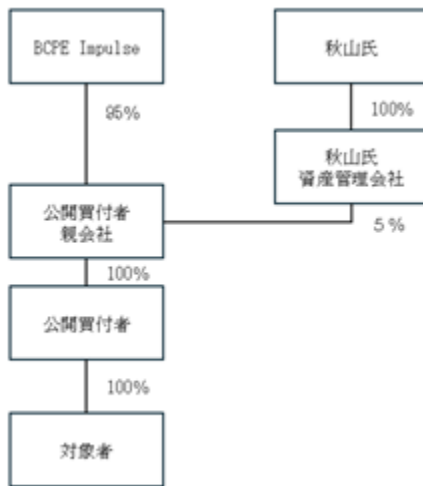
・本スクイーズアウト手続後（2026年6月下旬（予定））



・本再出資（2026年7月上旬～8月上旬（予定））



・本再出資後（2026年7月上旬～8月上旬（予定））



< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

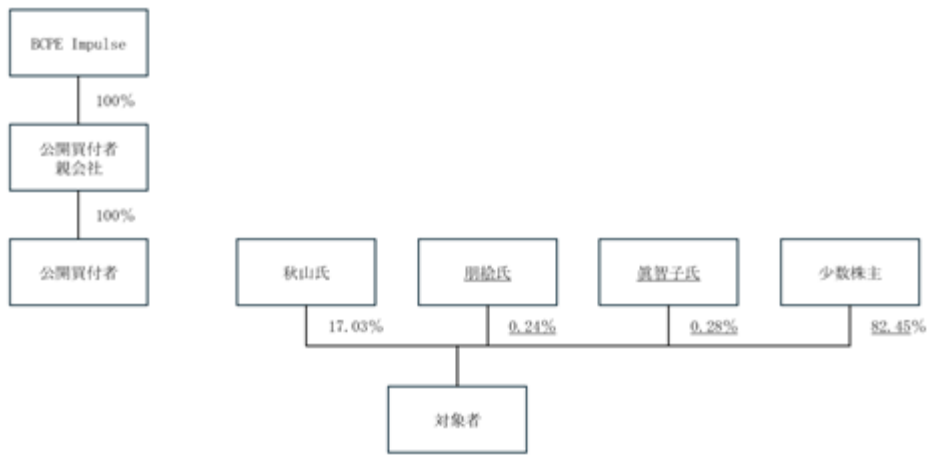
また、公開買付者及び秋山氏は、本応募・不応募契約において、本決済開始日後に、秋山氏、秋山氏資産管理会社及び本書提出日現在において公開買付者親会社の議決権の全てを所有するBCPE Impulse Cayman, L.P.（以下「BCPE Impulse」といいます。）の間で株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結し、秋山氏資産管理会社が公開買付者親会社に出資し、公開買付者親会社の普通株式の5%（当該再出資後の議決権比率をいいます。）を取得すること（以下「本再出資」といいます。）を合意しております。本再出資における公開買付者親会社の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格（ただし、本スクイズアウト手続として本株式併合を行う場合には、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、当該金額より低い評価額による発行、すなわち本公開買付価格より低い価格による発行は行わない予定です（注5）。

（注5） なお、公開買付者親会社が秋山氏資産管理会社から本再出資を受ける理由は、秋山氏は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、本取引後も対象者の経営に関与することを予定している中、秋山氏に対して、本取引後も対象者の企業価値向上に向けた共通のインセンティブを有してもらうことを企図したものです。秋山氏資産管理会社による本再出資は、秋山氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。

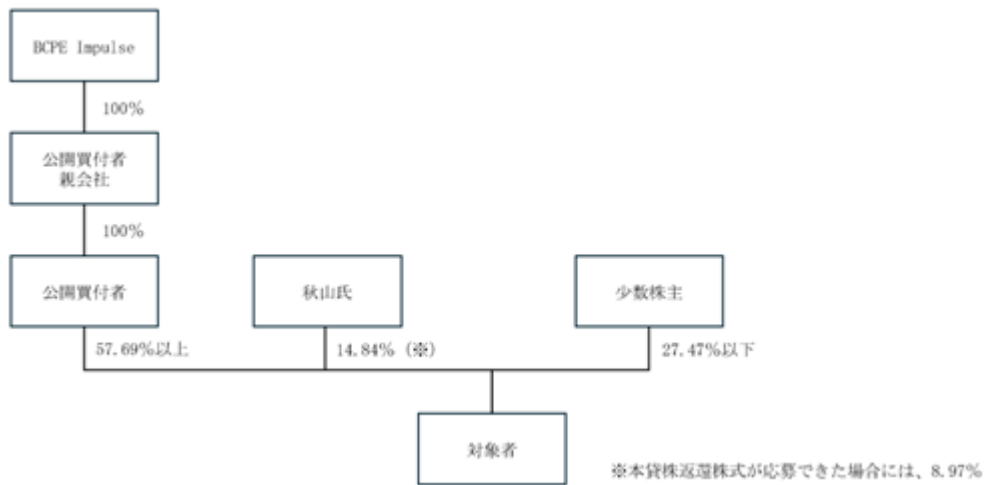
その後、本公開買付けの成立可能性を高めるため、公開買付者は、2026年3月3日付で、秋山氏の配偶者である秋山朋絵氏（以下「朋絵氏」といいます。）（所有株式数：25,000株、所有割合：0.24%）との間で公開買付応募契約書（以下「本応募契約（朋絵氏）」といいます。）を、秋山氏の母である秋山眞智子氏（以下「眞智子氏」といいます。）（所有株式数：29,000株、所有割合：0.28%）との間で公開買付応募契約書（以下「本応募契約（眞智子氏）」といいます。）を締結し、それぞれ、その所有する対象者株式の全て（以下、朋絵氏について「本応募株式（朋絵氏）」といい、眞智子氏について「本応募株式（眞智子氏）」といいます。）を、本公開買付けに応募する旨を合意いたしました。本応募契約（朋絵氏）及び本応募契約（眞智子氏）の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

本取引を図示すると、大要以下のとおりです。

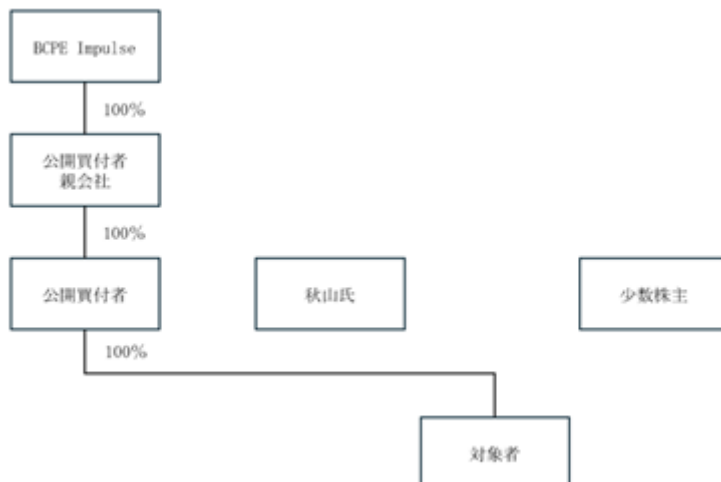
・本公開買付けの実施前



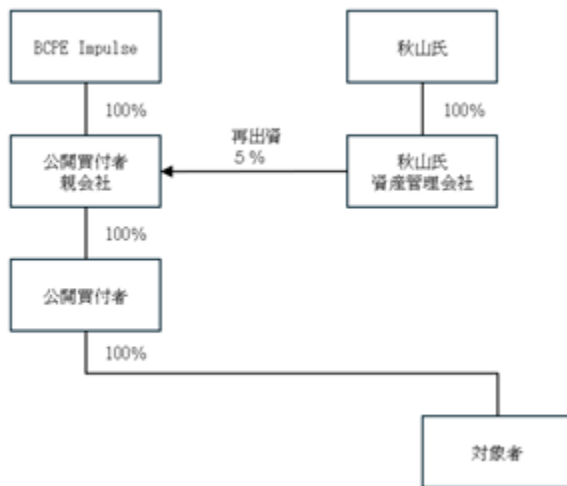
・本公開買付けの実施後（2026年4月7日）



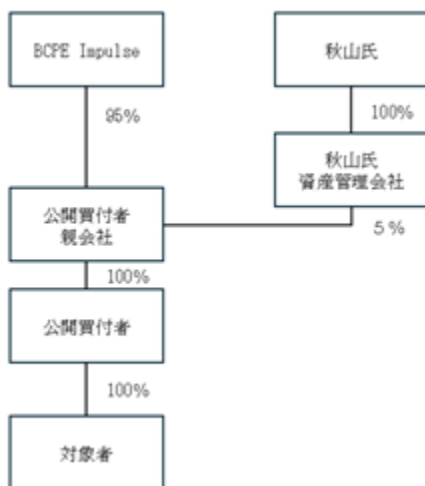
・本スクイーズアウト手続後（2026年6月下旬（予定））



・本再出資（2026年7月上旬～8月上旬（予定））



・本再出資後（2026年7月上旬～8月上旬（予定））



< 後略 >

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針  
本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程  
(訂正前)

< 前略 >

以上の交渉を経て、公開買付者は2026年2月13日、本公開買付価格を4,560円、本新株予約権買付価格として第4回、第5回及び第6回新株予約権については1個につき89,225円とし、第8回新株予約権については1個につき62,400円とし、第12回、第13回及び第14回新株予約権については1個につき15,800円とし、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

(訂正後)

< 前略 >

以上の交渉を経て、公開買付者は2026年2月13日、本公開買付価格を4,560円、本新株予約権買付価格として第4回、第5回及び第6回新株予約権については1個につき89,225円とし、第8回新株予約権については1個につき62,400円とし、第12回、第13回及び第14回新株予約権については1個につき15,800円とし、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

その後、本公開買付け開始後も、公開買付者は、引き続き本公開買付けの成立可能性を高めるために対象者株主との間での応募契約の締結を検討していたところ、2026年3月3日付で、朋絵氏との間で本応募契約（朋絵氏）を、眞智子氏との間で本応募契約（眞智子氏）を、それぞれ締結しました。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項  
(訂正前)

< 前略 >

本公開買付契約

公開買付者は、対象者との間で、2026年2月13日付で本取引の実行に関する以下の内容を含む契約（以下「本公開買付契約」といいます。）を締結しております。

(ア) 対象者は、前提条件（注1）が全て充足され又は対象者により放棄されたことを条件として、本公開買付けに関する賛同意見表明（注1）に定義されます。）を行う。

（注1） 本公開買付契約において、以下のとおり規定されている。

本特別委員会において、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者の株主及び新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うこと（以下「賛同意見表明」という。）について肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が撤回又は変更されていないこと。

公開買付者による表明及び保証（注2）がいずれも重要な点において真実かつ正確であること。

本公開買付契約に基づき公開買付者が履行又は遵守すべき義務が重要な点において全て履行又は遵守されていること。

本応募・不応募契約が適法かつ有効に締結され、かつ変更されずに存続していること。

本取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、そのおそれもないこと。

（注2） 本公開買付契約において、公開買付者は、対象者に対して、設立及び存続、契約の締結及び履行、強制執行可能性、法令等の抵触の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、資金調達について表明及び保証を行っている。

(イ) 対象者は、本公開買付契約締結日から、本スクイズアウト手続の効力発生日までの間、直接又は間接に、( )公開買付者以外の者との間で、本取引と実質的に抵触し若しくは本取引の実行を妨げる取引（以下「競合取引」という。）に関連する合意（当該取引に対する賛同又は応募推奨の意見表明を含む。）を行ってはならず、( )公開買付者以外の者に対し、かかる競合取引のために対象者グループに関する情報その他の情報を提供してはならず、かつ( )かかる競合取引の提案、申込み若しくは申込みの勧誘又はかかる取引のためのいかなる協議若しくは交渉も行ってはならない。ただし、対象者が本公開買付契約に定める義務に違反することなく、資金調達の確実性、許認可の要否・取得の確実性、その他クロージングの確実性及びクロージングのタイミング、提案の内容、提案者その他の事情等から判断して、本公開買付者以外の第三者から、対象会社の非公開化を目的とする法的拘束力のある提案又は公開買付けの開始であって、かつ、実現可能性がある真摯な内容及び条件によるもの（以下「適格対抗提案等」という。）に至る合理的かつ具体的な可能性がある真摯な提案を受領した場合、当該提案に関してするものについては、上記( )及び( )については、適用はない。

(ウ) 対象者は、本公開買付契約締結日から本スクイズアウト手続の効力発生日までの間、公開買付者以外の者から、(イ)に定める真摯な提案を受けた場合、速やかに、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知するものとし、その対応について公開買付者との間で誠実に協議する。

(エ) 本契約締結後、公開買付期間満了日までに、対象者が本公開買付契約に定める義務に違反することなく、公開買付者以外の第三者から、適格対抗提案等があった場合、対象者は、本契約に定める自らの義務の違反がない場合に限り、公開買付者に対して、本公開買付けの買付価格の変更について協議を申し入れることができるものとし、公開買付者に対して当該申入れを行った場合、公開買付者が本取引に関する再提案を行う機会を確保できるよう、公開買付者との間で誠実に協議を行う。

(オ) ( ) (エ)に規定する公開買付者への申入れの日から起算して5営業日を経過する日又は本公開買付けの公開買付期間満了日の5営業日前の日のうちいずれか早い方の日までに、公開買付者が本公開買付けの買付価格を適格対抗提案等に係る買付価格以上の金額に変更することとする旨の再提案を行わず、かつ、( ) 対象者が賛同意見表明を維持することが対象者の取締役の善管注意義務に違反する可能性がある対象者の取締役会が合理的に判断した場合又は本特別委員会から賛同意見表明を撤回若しくは変更することは適当である旨の助言若しくは答申を受けた場合（ただし、当該早い日までに当該申入れがなかった場合は、上記( )の適用はない。）は、対象者は、(ア)(イ)に定める義務を負わない。

(カ) 本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けの決済後、実務上可能な限り速やかに、対象者及び公開買付者は本スクイズアウト手続を完了させる。

その他、本公開買付契約においては、本公開買付契約に基づく義務の不履行又は表明保証事項（注3）違反が生じた場合の相手方当事者に対する補償義務が定められております。また、本公開買付契約においては、( )相手方当事者につき、本公開買付契約に定める表明及び保証の重大な違反があった場合、( )相手方当事者につき、本公開買付契約上の義務の重大な不履行があった場合、( )相手方当事者につき、倒産手続の開始の申立てがなされた場合、( )自らの帰責事由によらず、本公開買付けが2026年5月1日までに開始されない場合が解除

事由として規定されております。加えて、本公開買付契約においては、( )公開買付者が本公開買付けを適法に撤回した場合、( )対象者が(オ)に基づき(イ)(ウ)に定める義務を負わない場合若しくは(ア)(注1)、若しくは の前提条件が充足しない場合であって、対象者が公開買付者に対して書面で本公開買付契約の終了を通知した場合、又は( )本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合には、いずれも、本公開買付契約は直ちに終了する旨が規定されております。

(注3) 本公開買付契約において、対象者は、公開買付者に対して、 設立及び存続、 契約の締結及び履行、 強制執行可能性、 法令等の抵触の不存在、 倒産手続等の不存在、 反社会的勢力等との取引の不存在、 反収賄等、 開示書類の正確性について表明及び保証を行っております。

(訂正後)

<前略>

#### 本公開買付契約

公開買付者は、対象者との間で、2026年2月13日付で本取引の実行に関する以下の内容を含む契約(以下「本公開買付契約」といいます。)を締結しております。

(ア)対象者は、前提条件(注1)が全て充足され又は対象者により放棄されたことを条件として、本公開買付けに関する賛同意見表明(注1)に定義されます。)を行う。

(注1) 本公開買付契約において、以下のとおり規定されている。

本特別委員会において、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者の株主及び新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うこと(以下「賛同意見表明」という。)について肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が撤回又は変更されていないこと。

公開買付者による表明及び保証(注2)がいずれも重要な点において真実かつ正確であること。

本公開買付契約に基づき公開買付者が履行又は遵守すべき義務が重要な点において全て履行又は遵守されていること。

本応募・不応募契約が適法かつ有効に締結され、かつ変更されずに存続していること。

本取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、そのおそれもないこと。

(注2) 本公開買付契約において、公開買付者は、対象者に対して、 設立及び存続、 契約の締結及び履行、 強制執行可能性、 法令等の抵触の不存在、 反社会的勢力等との取引の不存在、 資金調達について表明及び保証を行っている。

(イ)対象者は、本公開買付契約締結日から、本スクイズアウト手続の効力発生日までの間、直接又は間接に、( )公開買付者以外の者との間で、本取引と実質的に抵触し若しくは本取引の実行を妨げる取引(以下「競合取引」という。)に関連する合意(当該取引に対する賛同又は応募推奨の意見表明を含む。)を行ってはならず、( )公開買付者以外の者に対し、かかる競合取引のために対象者グループに関する情報その他の情報を提供してはならず、かつ( )かかる競合取引の提案、申込み若しくは申込みの勧誘又はかかる取引のためのいかなる協議若しくは交渉も行ってはならない。ただし、対象者が本公開買付契約に定める義務に違反することなく、資金調達の確実性、許認可の要否・取得の確実性、その他クロージングの確実性及びクロージングのタイミング、提案の内容、提案者その他の事情等から判断して、本公開買付者以外の第三者から、対象会社の非公開化を目的とする法的拘束力のある提案又は公開買付けの開始であって、かつ、実現可能性がある真摯な内容及び条件によるもの(以下「適格対抗提案等」という。)に至る合理的かつ具体的な可能性がある真摯な提案を受領した場合、当該提案に関してするものについては、上記( )及び( )については、適用はない。

(ウ)対象者は、本公開買付契約締結日から本スクイズアウト手続の効力発生日までの間、公開買付者以外の者から、(イ)に定める真摯な提案を受けた場合、速やかに、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知するものとし、その対応について公開買付者との間で誠実に協議する。

(エ)本契約締結後、公開買付期間満了日までに、対象者が本公開買付契約に定める義務に違反することなく、公開買付者以外の第三者から、適格対抗提案等があった場合、対象者は、本契約に定める自らの義務の違反がない場合に限り、公開買付者に対して、本公開買付けの買付価格の変更について協議を申し入れることができるものとし、公開買付者に対して当該申入れを行った場合、公開買付者が本取引に関する再提案を行う機会を確保できるよう、公開買付者との間で誠実に協議を行う。

(オ)( ) (エ)に規定する公開買付者への申入れの日から起算して5営業日を経過する日又は本公開買付けの公開買付期間満了日の5営業日前の日のうちいずれか早い方の日までに、公開買付者が本公開買付けの買付価格を適格対抗提案等に係る買付価格以上の金額に変更することとする旨の再提案を行わず、かつ、( )対象者が賛同意見表明を維持することが対象者の取締役の善管注意義務に違反する可能性があることと対象者の取締役会が合理的に判断した場合又は本特別委員会から賛同意見表明を撤回若しくは変更することは適

当である旨の助言若しくは答申を受けた場合（ただし、当該早い日までに当該申入れがなかった場合は、上記（ ）の適用はない。）は、対象者は、(ア)(イ)に定める義務を負わない。

(カ) 本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けの決済後、実務上可能な限り速やかに、対象者及び公開買付者は本スクイズアウト手続を完了させる。

その他、本公開買付契約においては、本公開買付契約に基づく義務の不履行又は表明保証事項（注3）違反が生じた場合の相手方当事者に対する補償義務が定められております。また、本公開買付契約においては、（ ）相手方当事者につき、本公開買付契約に定める表明及び保証の重大な違反があった場合、（ ）相手方当事者につき、本公開買付契約上の義務の重大な不履行があった場合、（ ）相手方当事者につき、倒産手続の開始の申立てがなされた場合、（ ）自らの帰責事由によらず、本公開買付けが2026年5月1日までに開始されない場合が解除事由として規定されております。加えて、本公開買付契約においては、（ ）公開買付者が本公開買付けを適法に撤回した場合、（ ）対象者が(オ)に基づき(イ)(ウ)に定める義務を負わない場合若しくは(ア)（注1）、若しくは の前提条件が充足しない場合であって、対象者が公開買付者に対して書面で本公開買付契約の終了を通知した場合、又は（ ）本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合には、いずれも、本公開買付契約は直ちに終了する旨が規定されております。

(注3) 本公開買付契約において、対象者は、公開買付者に対して、設立及び存続、契約の締結及び履行、強制執行可能性、法令等の抵触の不存在、倒産手続等の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、反収賄等、開示書類の正確性について表明及び保証を行っております。

#### 本応募契約（朋絵氏）

公開買付者は、2026年3月3日付で、朋絵氏との間で本応募契約（朋絵氏）を締結し、その所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、本応募契約（朋絵氏）において、以下の内容を合意しております。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約（朋絵氏）以外に、朋絵氏との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者から朋絵氏に対して供与される利益は存在しません。

(ア) 朋絵氏は、契約締結日から本公開買付けに係る決済開始日までの間、本応募株式（朋絵氏）の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。ただし、既存担保権の解除を除く。）を行わないものとし、また、対象者株式又は対象者株式に係る権利の取得を行わない。

(イ) 朋絵氏は、自ら又は他の者をして、本公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本応募契約（朋絵氏）で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触する取引又はそのおそれのある一切の行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。）を行わない。

(ウ) 本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たず、本公開買付けが成立せず、本応募契約（朋絵氏）が解除され又は終了した場合であっても、(イ)の規定は、本応募契約（朋絵氏）終了後9ヶ月は引き続き効力を有するものとする。

(エ) 朋絵氏は、本応募契約（朋絵氏）締結日から本公開買付けに係る決済開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権又は株主提案権を行使しない。

(オ) 朋絵氏は、本応募契約（朋絵氏）締結日から本公開買付けに係る決済開始日までの間に開催される対象者の株主総会において、（ ）剰余金の配当その他の処分に関する議案、（ ）株主提案に係る議案、及び（ ）可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、その所有する対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使する。

(カ) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が、本決済開始日以降に開催される場合、朋絵氏は、朋絵氏が所有する対象者株式全てに係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使し、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執る。

(キ) 朋絵氏が所有する対象者株式を本公開買付けに応募する条件として、本公開買付けが撤回されていないこと、公開買付者の表明保証事項（注）が重要な点において真実かつ正確であること、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うことに係る決議がなされ、かかる意見が法令等に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が撤回又は変更されていないこと、本特別委員会において、対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明することは妥当である旨の答申がなされ、これが対象者のプレスリリースにおいて公表されており、かつ、かかる答申が撤回又は変更されていないこと、本取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、そのおそれもないこと、本取引に必要な独占禁止法及び外為法に基づくクリアランスの取得が完了していること又は公開買付期間満了日の前日までに当該クリアランスの取得が完了していると合理的に見込まれることが規定されている。ただし、朋絵氏は、その裁量により、これらの前提条件を放棄の上、本公開買付けに応募することは制限されない。

(注) 本応募契約(朋絵氏)において、公開買付者は、朋絵氏に対して、設立及び存続、契約の締結及び履行、強制執行可能性、法令等の抵触の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、資金調達、倒産手続の不存在について表明及び保証を行っております。

(ク) 朋絵氏及び公開買付者は、本応募契約(朋絵氏)締結日以降、( )自らの表明及び保証(注)が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識した場合、又は( )自らの本応募契約(朋絵氏)上の義務違反を認識した場合には、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知する。

(注) 本応募契約(朋絵氏)において、朋絵氏は、公開買付者に対して、朋絵氏に関して 権利能力、行為能力及び意思能力、契約の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、倒産手続の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、反収賄等、対象者株式の保有について表明及び保証を行っております。

その他、本応募契約(朋絵氏)においては、本応募契約(朋絵氏)に基づく義務の不履行又は表明保証事項違反が生じた場合の相手方当事者に対する補償義務が定められております。また、本応募契約(朋絵氏)においては、( )相手方当事者の表明及び保証の重大な違反があった場合、( )相手方当事者の義務の重大な不履行があった場合、( )相手方当事者に倒産手続の開始の申立てがなされた場合が解除事由として規定されております。

#### 本応募契約(眞智子氏)

公開買付者は、2026年3月3日付で、眞智子氏との間で本応募契約(眞智子氏)を締結し、その所有する対象者株式(所有株式数:29,000株、所有割合:0.28%)の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、本応募契約(眞智子氏)において、以下の内容を合意しております。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約(眞智子氏)以外に、眞智子氏との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者から眞智子氏に対して供与される利益は存在しません。

(ア) 眞智子氏は、契約締結日から本公開買付けに係る決済開始日までの間、本応募株式(眞智子氏)の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。)を行わないものとし、また、対象者株式又は対象者株式に係る権利の取得を行わない。

(イ) 眞智子氏は、自ら又は他の者をして、本公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本応募契約(眞智子氏)で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触する取引又はそのおそれのある一切の行為(第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。)を行わない。

(ウ) 本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たず、本公開買付けが成立せず、本応募契約(眞智子氏)が解除され又は終了した場合であっても、(イ)の規定は、本応募契約(眞智子氏)終了後9ヶ月は引き続き効力を有するものとする。

(エ) 眞智子氏は、本応募契約(眞智子氏)締結日から本公開買付けに係る決済開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権又は株主提案権を行使しない。

(オ) 眞智子氏は、本応募契約(眞智子氏)締結日から本公開買付けに係る決済開始日までの間に開催される対象者の株主総会において、( )剰余金の配当その他の処分に関する議案、( )株主提案に係る議案、及び( )可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、その所有する対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使する。

(カ) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が、本決済開始日以降に開催される場合、眞智子氏は、眞智子氏が所有する対象者株式全てに係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使し、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執る。

(キ) 眞智子氏が所有する対象者株式を本公開買付けに応募する条件として、本公開買付けが撤回されていないこと、公開買付者の表明保証事項(注)が重要な点において真実かつ正確であること、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うことに係る決議がなされ、かかる意見が法令等に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が撤回又は変更されていないこと、本特別委員会において、対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明することは妥当である旨の答申がなされ、これが対象者のプレスリリースにおいて公表されており、かつ、かかる答申が撤回又は変更されていないこと、本取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、そのおそれもないこと、本取引に必要な独占禁止法及び外為法に基づくクリアランスの取得が完了していること又は公開買付け期間満了日の前日までに当該クリアランスの取得が完了していると合理的に見込まれることが規定されている。ただし、眞智子氏は、その裁量により、これらの前提条件を放棄の上、本公開買付けに応募することは制限されない。

(注) 本応募契約(眞智子氏)において、公開買付者は、眞智子氏に対して、設立及び存続、契約の締結及び履行、強制執行可能性、法令等の抵触の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、資金調達、倒産手続の不存在について表明及び保証を行っております。

(ク) 眞智子氏及び公開買付者は、本応募契約(眞智子氏)締結日以降、( )自らの表明及び保証(注)が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識した場合、又は( )自らの本応募契約(眞智子氏)上の義務違反を認識した場合には、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知する。

(注) 本応募契約(眞智子氏)において、眞智子氏は、公開買付者に対して、眞智子氏に関して 権利能力、行為能力及び意思能力、契約の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、倒産手続の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、反収賄等、対象者株式の保有について表明及び保証を行っております。

その他、本応募契約(眞智子氏)においては、本応募契約(眞智子氏)に基づく義務の不履行又は表明保証事項違反が生じた場合の相手方当事者に対する補償義務が定められております。また、本応募契約(眞智子氏)においては、( )相手方当事者の表明及び保証の重大な違反があった場合、( )相手方当事者の義務の重大な不履行があった場合、( )相手方当事者に倒産手続の開始の申立てがなされた場合が解除事由として規定されております。

## 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

## (2)【買付け等の価格】

(訂正前)

算定の経緯	<p style="text-align: center;">&lt;前略&gt;</p> <p>マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) を上回る買付予定数の下限の設定</p> <p>公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を6,042,900株（所有割合：57.69%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,042,900株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。本公開買付けが成立するためには、本応募株式（230,000株、所有割合：2.20%）及び本貸株返還株式（613,900株、所有割合：5.86%）の他に、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式から5,199,000株以上の応募が必要であり、これは、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」の水準（4,018,297株。対象者決算短信に記載された2025年12月31日現在の発行済株式総数（9,820,645株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（152株）、本応募株式（230,000株）、本貸株返還株式（613,900株）及び本不応募株式（940,000株）を控除した数の過半数となる株式数。を上回っており、「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」条件を満たしております。</p> <p>これにより、対象者の一般株主の皆様を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様を過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。</p>
-------	---

(訂正後)

算定の経緯	<p style="text-align: center;">&lt;前略&gt;</p> <p>マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) を上回る買付予定数の下限の設定</p> <p>公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を6,042,900株（所有割合：57.69%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,042,900株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。本公開買付けが成立するためには、本応募株式（230,000株、所有割合：2.20%）及び本貸株返還株式（613,900株、所有割合：5.86%）、本応募株式（朋絵氏）（25,000株、所有割合：0.24%）及び本応募株式（眞智子氏）（29,000株、所有割合：0.28%）の他に、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式から5,145,000株以上の応募が必要であり、これは、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」の水準（3,991,297株。対象者決算短信に記載された2025年12月31日現在の発行済株式総数（9,820,645株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（152株）、本応募株式（230,000株）、本貸株返還株式（613,900株）及び本不応募株式（940,000株）、本応募株式（朋絵氏）（25,000株）及び本応募株式（眞智子氏）（29,000株）を控除した数の過半数となる株式数。）を上回っており、「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」条件を満たしております。</p> <p>これにより、対象者の一般株主の皆様を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様を過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。</p>
-------	--

## 6【株券等の取得に関する許可等】

### (2)【根拠法令】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、本株式取得に関して、2026年2月9日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、当該事前届出は同日付で受理されております。

したがって、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として2026年3月11日の経過をもって満了する予定です。公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、本株式取得に関して、2026年2月9日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、当該事前届出は同日付で受理されております。その後、公開買付者は、本株式取得に関して、公正取引委員会から2026年2月24日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を同日に受領したため、同日をもって措置期間は終了しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から取得禁止期間を30日間から15日間に短縮する旨の2026年2月24日付「禁止期間の短縮の通知書」を同日に受領したため、同日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。

### (3)【許可等の日付及び番号】

独占禁止法

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 2026年2月24日(排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)

許可等の番号 公経企第225号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)

公経企第226号(禁止期間の短縮の通知書の番号)

## 1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

### (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（769百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実

に準ずる事実」とは、( )対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び( )対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（769百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実

< 後略 >

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

公開買付者は、2026年2月13日付で、秋山氏との間で、本応募・不応募契約を締結し、( )その所有する対象者株式のうち230,000株(所有割合:2.20%)について本公開買付けに応募する旨、( )613,900株(所有割合:5.86%)については、本貸株取引が解消された場合に本公開買付けに応募する旨、( )940,000株(所有割合:8.97%)については本公開買付けに応募しない旨(ただし、本スクイーズアウト手続により処理される予定)、( )本臨時株主総会の基準日において所有する対象者株式について、本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成する旨等について合意しております。

本応募・不応募契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(訂正後)

公開買付者は、2026年2月13日付で、秋山氏との間で、本応募・不応募契約を締結し、( )その所有する対象者株式のうち230,000株(所有割合:2.20%)について本公開買付けに応募する旨、( )613,900株(所有割合:5.86%)については、本貸株取引が解消された場合に本公開買付けに応募する旨、( )940,000株(所有割合:8.97%)については本公開買付けに応募しない旨(ただし、本スクイーズアウト手続により処理される予定)、( )本臨時株主総会の基準日において所有する対象者株式について、本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成する旨等について合意しております。また、公開買付者は、2026年3月3日付で、朋絵氏(所有株式数:25,000株、所有割合:0.24%)との間で、本応募契約(朋絵氏)を、眞智子氏(所有株式数:29,000株、所有割合:0.28%)との間で、本応募契約(眞智子氏)を締結し、それぞれ、その所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しております。

本応募・不応募契約、本応募契約(朋絵氏)及び本応募契約(眞智子氏)の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

## 公開買付届出書の添付書類

### (1) 2026年2月16日付公開買付開始公告

#### 1. 公開買付けの目的

(訂正前)

<前略>

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年2月13日付で、秋山氏（所有株式数：1,783,900株、所有割合（注2）：17.03%）との間で公開買付応募・不応募契約書を締結し、秋山氏は、（ ）その所有する対象者株式のうち230,000株（所有割合：2.20%）について本公開買付けに応募する旨、（ ）613,900株（所有割合：5.86%）については、秋山氏とEQUITIES FIRST HOLDINGS LLCとの間の貸株取引が解消された場合に本公開買付けに応募する旨、（ ）940,000株（所有割合：8.97%、以下「本不応募株式」といいます。）については、本公開買付けに応募しない旨（ただし、対象者株式を非公開化するための一連の手続により処理される予定です。）、（ ）本公開買付けの成立後、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づく対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案を含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の基準日において所有する対象者株式について、本臨時株主総会において本株式併合に関連する議案に賛成する旨等について合意しております。

（注2） 「所有割合」とは、対象者が2026年2月13日付で公表した「2025年12月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2025年12月31日現在の発行済株式総数（9,820,645株）に、対象者から報告を受けた同日現在残存し行使可能な本新株予約権78,699個の目的となる対象者株式の数（653,895株）を加算した株式数（10,474,540株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（152株）を控除した株式数（10,474,388株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。）をいいます。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年2月13日付で、秋山氏（所有株式数：1,783,900株、所有割合（注2）：17.03%）との間で公開買付応募・不応募契約書を締結し、秋山氏は、（ ）その所有する対象者株式のうち230,000株（所有割合：2.20%）について本公開買付けに応募する旨、（ ）613,900株（所有割合：5.86%）については、秋山氏とEQUITIES FIRST HOLDINGS LLCとの間の貸株取引が解消された場合に本公開買付けに応募する旨、（ ）940,000株（所有割合：8.97%、以下「本不応募株式」といいます。）については、本公開買付けに応募しない旨（ただし、対象者株式を非公開化するための一連の手続により処理される予定です。）、（ ）本公開買付けの成立後、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づく対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案を含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の基準日において所有する対象者株式について、本臨時株主総会において本株式併合に関連する議案に賛成する旨等について合意しております。

（注2） 「所有割合」とは、対象者が2026年2月13日付で公表した「2025年12月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2025年12月31日現在の発行済株式総数（9,820,645株）に、対象者から報告を受けた同日現在残存し行使可能な本新株予約権78,699個の目的となる対象者株式の数（653,895株）を加算した株式数（10,474,540株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（152株）を控除した株式数（10,474,388株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。）をいいます。

その後、本公開買付けの成立可能性を高めるため、公開買付者は、2026年3月3日付で、秋山氏の配偶者である秋山朋絵氏（所有株式数：25,000株、所有割合：0.24%）との間で公開買付応募契約書を、秋山氏の母である秋山眞智子氏（所有株式数：29,000株、所有割合：0.28%）との間で公開買付応募契約書を締結し、それぞれ、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨を合意しております。

<後略>

## 2. 公開買付けの内容

### (11) その他買付け等の条件及び方法

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

#### (訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（769百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さず、本公開買付けに係る決済の開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実<sup>イ</sup>に準ずる事実」とは、（ ）対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつた場合、及び（ ）対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出<sup>イ</sup>に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかつたものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

#### (訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（769百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さず、本公開買付けに係る決済の開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実<sup>イ</sup>に準ずる事実」とは、（ ）対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつた場合、及び（ ）対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

<後略>

### (2) 府令第13条第1項第9号の規定による書面

公正取引委員会から2026年2月24日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を同日に受領したため、府令第13条第1項第9号の規定に基づき、本書に添付いたします。